

株式会社 大分デバイス テクノロジー

〒870-1203
大分市野津原1660
TEL.097-588-1153



代表取締役 安部 征吾さん



大分デバイステクノロジーは大分市野津原に拠点を置く半導体の製造会社。国の最高研究機関の一つである産総研^{1※}と共同研究を行うなど、大分から全国、そして世界を見据える企業として高く評価されています。

**地域社会に貢献できる
強くて愛される
企業集団を目指す**

そんな大分デバイステクノロジーが障がい者雇用に踏み切ったのは2014年。大分県中小企業家同友会の障がい者問題委員会に入つたことがきっかけでした。「当時は障がい者雇用なんて考へたこともありませんでした。そのため、支援学校の先生から知的障がいを持つ生徒が地元で働くことを希望している」という先生の言葉でした。

実習の受け入れを決断させたのは「生徒が地元で働くことを希望している」という先生の言葉でした。「地域社会に貢献できる強くて愛される企業集団を目指す」という経営理念を掲げている会社が、地元学生の、地元で働きたいという願いすらも叶えてあげられないなんて、会社の存在価値がないと思ったんです」。そこで実習現場

の社員に対して、企業理念に込めた思いを改めて伝え、協力を要請。社員からも「地域社会に貢献できる強くて愛される企業集団を目指す」という経営理念を掲げている会社が、地元学生の、地元で働きたいという願いすらも叶えてあげられないなんて、会社の存在価値がないと思ったんです」。そこで実習現場

の社員に対して、企業理念に込めた思いを改めて伝え、協力を要請。社員からも「地域社会に貢献できる強くて愛される企業集団を目指す」という経営理念を掲げている会社が、地元学生の、地元で働きたいという願いすらも叶えてあげられないなんて、会社の存在価値がないと思ったんです」。そこで実習現場

※1 国立研究開発法人産業技術総合研究所

障がいを知ること、そして 会社を知つてもうつこと

現場理解は得たものの、障がいに関する知識もなく、まずは障がいを知ることから始めました。「支援学校の先生や、生徒の保護者を招き、現場を見てもらったり、そして会社を知つてもらうことから始めました。」
「地域社会に貢献できる強くて愛される企業集団を目指す」という経営理念を掲げている会社が、地元学生の、地元で働きたいという願いすらも叶えてあげられないなんて、会社の存在価値がないと思ったんです」。そこで実習現場

支援学校からの初めての実習受け入れ、就職の流れ



※現在は、シート縫製事業の終了に付き、工場内施設(現場を除く)で清掃業務等を実施

安部さんは初めての障がい者雇用を通して、多くの気づきを得たといいます。まずは「障がい者と健常者という形で簡単に分けられることはできない。もしかしたら社員の中にも、いわゆるグレーゾーンで苦労している社員がいるかもしれない」と考えるようになつて、自然と社員への指導方法が変わりました。さらに、加齢や事故、病気等で誰もが障がいを持つ可能性があると思い、ストレスチェック制

で、「本当にやつて良かつたです」。いよいよ本人と対面することになったのですが…。安部さんも、社員も障がい者へのイメージとのギャップに驚いたといいます。「じつに障がいがあるのか?」という子でした。明るいし、あいさつもしっかりできる。もちろん数字が苦手だったり、大きな声が苦手だったりといった障がい特性はありました。きちんと配慮すれば気にならない程度のものでした。

その後、時期を分けて2回実習に来てもらい、双方納得した上で、正式に入社が決定。実習の間に社員とも打ち解けていたため、入社後はあつていう間に会社に馴染み、現在も元気に働いています。

障がい者雇用で得たもの

安部さんは初めての障がい者雇用を通して、多くの気づきを得たといいます。まずは「障がい者と健常者という形で簡単に分けられることはできない。もしかしたら社員の中にも、いわゆるグレーゾーンで苦労している社員がいるかもしれない」と考えるようになつて、自然と社員への指導方法が変わりました。さらに、加齢や事故、病気等で誰もが障がいを持つ可



▲最初に入社した支援学校の生徒の後輩(知的障がい)。半導体事業における検査作業等を担当。



▲下半身が動かない体幹機能障がい。半導体事業における事務作業を担当。特別扱いを望まず、用意したのは下駄箱横の椅子のみ。



▲(左)日野修司さん、(右)渡邊裕一郎さん

度の導入、定期健康診断メニューの追加、バックアップ人材の育成など、様々な社内環境を整備。会社がいい方向へと大きく変化しました。

「会社全体が明るく、やさしく、仲良くなりました。そんな漠然としたことが、と思われるかもしれません。これはすごく大事です。誰しもギスギスした会社で働きたいとは思わないでしょ

Q 社員に対して障害者手帳を持っているかどうか確認しても良いのでしょうか?

A 労働者全員に対して、メールや書類の配布等により画一的な手段で申告を呼びかけることが原則です。特定の人だけに呼びかけることは適切ではありません。また、申告を呼びかける際は、右記2点をはつきり伝える必要があります。

参考: プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン—事業主の皆様へ—(厚生労働省ホームページ)

- ①障がい者雇用状況の報告等のために用いるという利用目的
- ②業務命令として、この呼びかけに対する回答を求めるものではないこと

申告があった場合

労働者から提供された情報は適切に管理するとともに、他の目的のために、本人の同意なく利用してはなりません。また、障がい者である旨の申告を行つたことや、情報の開示・訂正・利用停止等を求めたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしないようにしなければいけません。